

騒音に関する研究の最近の動向

調査研究科 末岡伸一

1 はじめに

騒音問題は、世間では比較的マイナーな課題ととらえがちですが、騒音などの生活環境への国民の要望は年々より大きくなっており、静かな環境を求める声はひろがっています。最近の騒音苦情をみても家庭用空調機器から風力発電まで、新たな騒音発生源には事欠かない状況にあり、苦情件数は減る傾向がみられず、依然として最大の環境問題となっています。むしろ、従来の手法では対応が困難な事例も多くなっており、刑事事件になるような深刻な事例も多くなってきています。ここでは、この状況下において次の騒音政策を築くために実施されている調査研究について解説します。

2 騒音評価量の統一

現行の騒音規制や環境基準の仕組みは、昭和40年代に形作られ、環境の改善に貢献してきました。しかし、この間の科学技術の進歩は著しく測定手法も当時では考えられなかった手法が可能となっています。また、騒音対策は、法律及び条例を通じて音源別に実施されてきましたが、暴露される住民からみればすべての騒音が問題になるわけで、音源にかかわらず総合的に評価することが求められています。

これらを受けて国では、対策の第一歩として音源別の評価量を統一又は換算が可能な量に改定して総合的な評価が可能なように調査検討が進められています。ここで使用が考えられているのが、国際的に使われている等価騒音レベル等のエネルギー値であり、デジタル型測定器の普及により、測定が容易になったことにも由来しています。すでに「騒音にかかる環境基準」、平成25年から適用される「航空機騒音にかかる環境基準」などに採用されており、他の基準等への適用について調査研究が行われている段階にあります。

3 騒音規制手法の検討

騒音規制法においては、主として工場事業所騒音及び建設作業騒音が規制されていますが、苦情の過半数が現行規制対象に該当していないと言われています。このうち工場事業所騒音については、規制対象である特定施設（機器）の見直し、及び評価量の等価騒音レベル系への改定、建設作業騒音については、現行の建設作業単位の規制から建設作業現場単位の規制、及び評価量の等価騒音レベル系への改定が課題となっており調査検討が進んでいます。

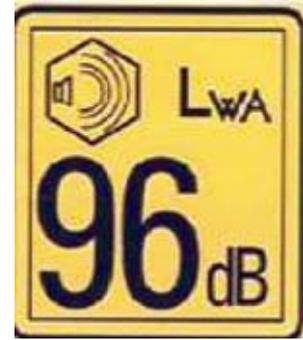


多数の重機が使用されている解体作業

4 騒音ラベリング制度の検討

騒音規制法令においては、個別機器ごとに規制基準値を定めて規制されてきましたが、すべての機

器類について常時公的に見直しをしていくのは現実的に困難になってきています。そこで、評価手法等を統一して製造者において測定を実施させ、市場の判断にゆだねるラベリング制度が効率的・効果的な騒音政策と考えられるようになってきました。EUにおいては、すでに大規模にラベリング制度が実施され騒音値が公表されていますが、我が国での導入は非常に遅れています。



EUで使用されている騒音ラベル

このラベリング制度では、①個別機器に騒音レベルや評価等級などの情報を表示する、②騒音を放出する機器について公的に管理されたデータベースで統一的に公表する、などの手法が考えられます。これにより、消費者・購入者や騒音に暴露される住民など関係者は、騒音値を考慮に入れた議論ができ、メーカーに対しては、より低騒音な機器開発を促すこととなります。

5 騒音政策の進行管理指標の検討

騒音政策の評価については、いまだに明確なルールが定まっていません。ともすれば、騒音対策は苦情対策とも考えられており、政策を具体的に進行管理する指標が見当たらない状況です。環境基準についても、測定値から基準をオーバーした地点数が公表されるだけで、騒音政策として積極的に活用する体系には程遠い状況にあります。国際的な議論を見てみると、①基礎的な測定指標、②種々の補正を加えた日別の統合指標、③政策に利用する指標、などに区分することが基本になってきています。

ここで③に示す指標ではありますが、例えば環境騒音について不快を訴える人の数などであり、これは、当研究所で調査を行ってきた騒音の「量—反応関係」と騒音レベルあるいは騒音マップを使って算出される指標のことです。これを使うことにより、土地利用制限、緩衝地帯、構造変更など騒音源対策以外の手法が有効・適切に評価され、騒音対策がより進展すると考えられます。

EUにおいては、最近騒音政策がきわめて積極的に実施されており、種々のEU指令が発せられ、騒音の調査研究も膨大になっていますが、我が国では、地方公共団体を含めてかなり遅れていると思われ、騒音問題の重要性に理解が進むことが求められています。

6 おわりに

騒音問題は、生活環境という身近な分野であることから、ともすればその重大性を忘れがちです。しかし、この点をふまえて国においては「生活環境のまちづくり」の検討を開始しています。関係分野の専門家が集まり「従来と異なる手法」をキーワードに種々の議論を開始しており、規制手法等に付加してより国民と連携して新たな制度設計を行なおうとするものです。これらにかかる調査検討はこれからであり、騒音政策の推進のために大いに期待しているところです。